

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>・新型インフルエンザ等が発生した場合、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 ・予防接種の実施後、被接種者及び接種年月日、接種内容等を記録する。</p> <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、特定個人番号利用事務を処理するために、他の別表行政機関から特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p>
③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)予防接種特定個人情報ファイル (3)健康管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、153、154】</p> <p>(情報照会の根拠) ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、153、154】</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康ほけん課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3785

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 93の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第67条の2	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 10、93の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第67条の2	事後	評価の見直し(R5.5)
令和5年5月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第59条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項	事後	評価の見直し(R5.5)
令和5年5月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月12日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の見直し(R5.5)
令和5年5月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月12日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価の見直し(R5.5)
令和6年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 ・番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報連携を行う。また、情報提供に必要な特定個人情報を中間サーバーへ登録する。	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 ・予防接種の実施後、被接種者及び接種年月日、接種内容等を記録する。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、特定個人番号利用事務を処理するために、他の別表行政機関から特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	文言修正(R6.5)
令和6年6月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 10、93の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第67条の2	1. 番号法第9条第1項及び別表126の項	事後	法改正による(R6.5)
令和6年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項	(情報提供の根拠) ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、153、154】 (情報照会の根拠) ○番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項【25、26、153、154】	事後	法改正による(R6.5)
令和6年6月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782	事後	機構改革による修正(R6.4)
令和6年6月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	